

地域子ども会運営助成金交付要綱

(通則)

第 1条 地域子ども会運営助成金（以下「助成金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第 187号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(趣旨)

第 2条 この要綱は、子ども会の適切な活動を促進するための助成金の交付に関し、必要な事項を定める。

(交付要件)

第 3条 助成金の交付を受けることができる子ども会は、その運営が別に定める「地域子ども会運営基準」（以下「運営基準」という。）に準拠している子ども会とする。

(交付の基準)

第 4条 助成金の額は、子ども会会員数により次の各号に定めるところによる。

- (1) 会員数が 200人以上の場合は、71,900円とする。
- (2) 会員数が 100人以上 199人までの場合は、48,900円とする。
- (3) 会員数が35人以上99人までの場合は、25,900円とする。
- (4) 会員数が10人以上34人までの場合は、19,600円とする。
- (5) 会員数が5人以上9人までの場合は、16,000円とする。ただし、名古屋市子ども会連合会に属する区子ども会育成者組織に加盟している場合に限る。

2 助成金の交付は、年度を単位として行う。

3 助成金は、申請に対し年 1回払いとする。

4 7月 1日から翌年の 3月末日までの間に申請した子ども会に対する助成金の額は、第 1項の規定にかかわらず別表のとおりとする。

(助成金の使途)

第 5 条 助成金は、運営基準で定める活動（以下「交付対象事業」という。）を行うための経費にあてなければならない。

2 交付対象事業に対する助成金（この要綱による助成金を除く。）その他の収入がある場合は、前項の経費の額からこれを控除するものとする。

（手続）

第 6 条 助成金の交付を受けようとする子ども会は、子ども会運営助成金交付申請書（第 1号様式）に、次に定める書類を添えて、原則として事業の開始前に市長に提出しなければならない。

(1) 子ども会会則（前年度に引き続き助成金の交付を受けようとする子ども会で子ども会会則の改正がない場合を除く。）

(2) 会員名簿（第 2号様式）

2 市長は、前項の申請の内容を審査し、交付を決定したときは子ども会運営助成金交付決定通知書（第 3号様式）により、交付を不相当と決定したときは子ども会運営助成金交付不承認決定通知書（第 4号様式）により、それぞれ当該申請者に通知する。

3 助成金の交付決定を受けた子ども会は、助成金請求書を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の請求書が提出されたときは、当該申請者に交付すべき内容を調査したうえ、速やかに助成金を概算払により交付するものとする。

（申請の取下げ）

第 7 条 規則第 8 条第 1 項の規定に基づく申請の取下げは、前条第 3 項の規定による通知を受領した日から 15 日以内に、その理由を記載した書面を市長に提出しなければならない。ただし、助成金の交付を受けた後においては、申請の取下げを行うことはできないものとする。

（事業実績報告書）

第 8 条 助成金の交付を受けた子ども会は、年度終了後 4 月末日までに子ども会事業および決算報告書（第 5 号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第9条 市長は、前条の報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した額が、既に交付した助成金の額に満たない場合は、子ども会運営助成金交付額確定通知書（第6号様式）により通知し、期限を定めてその差額を返還させるものとする。

(義務)

第10条 助成金の交付を受けた子ども会は、次に掲げる帳簿および証拠書類を整備しなければならない。

- (1) 現金出納簿
- (2) その他の必要な帳簿

2 助成金の交付を受けた子ども会は、次の各号に該当する場合は、市長に報告しなければならない。

- (1) 会則を改正したとき。
- (2) 会員数が著しく減じたとき。
- (3) 子ども会育成会会長が変更したとき。
- (4) 子ども会を解散したとき。

(決定の取消し)

第11条 市長は、規則第9条第1項、第2項又は第18条第1項の規定に基づき助成金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、子ども会運営助成金交付（取消し・一部取消し）決定通知書（第7号様式）を当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定は助成金の交付を行った後においても適用があるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

別 表

申請の日の 属する月 子ども会 会員数	7月～9月	10月～12月	1月～3月
200人以上	54,000円	36,000円	18,000円
100人～ 199人	36,900円	24,600円	12,300円
35人～99人	19,500円	13,000円	6,500円
10人～34人	14,800円	9,900円	5,000円
5人～ 9人	12,000円	8,000円	4,000円

附 則

この要綱は、昭和48年 4月 1日から施行する。

この要綱施行の際、現に結成されている子ども会に対する「地域子ども会運営基準」の適用および助成金の交付手続きについては、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和52年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際に、現にこの要綱による改正前の地域子ども会運営助成金交付要綱の規定に基づいてなされた申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

(あて先)

名古屋市長

子ども会名

育成会事務所 名古屋市 区

育成会会長名

子ども会運営助成金交付申請書

子ども会の運営費の助成を受けたいので、関係書類を添えて下記の通り申請します。

記

1 申請額

金 円

2 年度結成状況 (結成) 年 月

育成会会長	(住所) <input type="checkbox"/> 育成会事務所の所在地に同じ			
	(電話)			
子ども会会長	(氏名)			
会員数	(未就学) 人	(小学生) 人	(中学生) 人	(合計) 人

* 会員数のうち未就学の欄は、就学前2学年の幼児の数を記入してください。

		科 目	金 額	備 考	
収入		会 費	円	* 会費の合計	
		市 助 成 金	円	* 地域子ども会運営助成金（申請額）	
		事 業 用 収 入	円	* 特定の事業のために得られる助成金（上記市助成金を除く）、参加費等の収入計	
		そ の 他	円		
		繰 越 金	円	前年度からの繰越金	
		計	円		
	支出		科 目	金 額	備 考
		事 業 費	円	* 事業費の合計	
		行 事 名	行 事 別 経 費	開 催 場 所	開催月
			円		月
			円		月
			円		月
			円		月
			円		月
			円		月
			円		月
			円		月
			円		月
			円		月
			円		月
			円		月
	そ の 他	円			
	計	円			

*備考欄には、それぞれ明細が分かるよう内訳を記入してください。

*事業費欄には、行事ごとに係る経費、行事予定を記入してください。

*助成の対象となる行事は、「地域子ども会運営基準」を満たす、子どもの集団活動に限られます。

(第3号様式)

年 月 日

子ども会
育成会会長 様

名古屋市長

子ども会運営助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった子ども会運営助成金は、下記の条件をつけて交付することに決定したので通知します。

記

1 交付金額 円

2 条件

- (1) この助成金は、地域子ども会運営助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づいて交付するものです。
- (2) 助成金交付後必要がある場合には、用途について監査を行います。
- (3) 次の各号のいずれかに該当する場合は、すでに交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。
 - ア 要綱に違反して助成金の交付を受けたとき。
 - イ 執行状況が適当でないと認めたとき。
 - ウ その他市長が特に不適當と認めたとき。
- (4) 年度終了後 4月末日までに、子ども会事業および決算報告書を市長に提出のこと。

(第4号様式)

年 月 日

子ども会
育成会会長 様

名古屋市長

子ども会運営助成金交付不承認決定通知書

年 月 日付で申請のあった子ども会運営助成金は、下記の理由により交付を不承認と決定しましたので通知します。

記

不承認の理由等

(第5号様式)

年 月 日

(あて先)

名古屋市長

子ども会名

育成会事務所 名古屋市 区

育成会会長名

子ども会事業および決算報告書

年度助成金を受けたことについて次のとおり報告します。

記

1 年度事業報告

行事番号	実施月日	行事名	開催場所	参加人数	備考
①	月 日			人 ()	
②	月 日			人 ()	
③	月 日			人 ()	
④	月 日			人 ()	
⑤	月 日			人 ()	
⑥	月 日			人 ()	
⑦	月 日			人 ()	
⑧	月 日			人 ()	
⑨	月 日			人 ()	
⑩	月 日			人 ()	
⑪	月 日			人 ()	
⑫	月 日			人 ()	

*参加人数は、子ども会会員数とし、指導者・育成者の数は()に記入してください。

(会議関係) *総会 月実施 *定例会 年間 回実施

		科 目	金 額	備 考		
収入		会 費	円	*会費の合計		
		市 助 成 金	円	*地域子ども会運営助成金（交付額）		
		事業用収入	円	*事業費のB 事業用収入の内訳と一致すること		
		そ の 他	円			
		繰 越 金	円	前年度からの繰越金		
		計（イ）	円			
支出		科 目	金 額	備 考		
		運 営 費	円			
		負 担 金	円			
		事 業 費	A 行 事 経 費	B 事 業 用 収 入	A-B 市 助 成 対 象 経 費	
	行 事 番 号	①		円	円	円
		②		円	円	円
		③		円	円	円
		④		円	円	円
		⑤		円	円	円
		⑥		円	円	円
		⑦		円	円	円
		⑧		円	円	円
		⑨		円	円	円
		⑩		円	円	円
		⑪		円	円	円
⑫			円	円	円	
	小 計		円	円	円	
	そ の 他		円			
	計（ロ）		円	次年度繰越額(イーロ)	円	

*市助成対象の交付対象事業（行事）の決算収入・支出を記入してください。

*事業費欄の行事は「1 事業報告」の行事番号と揃えて下さい。行事名の記載は任意です。

*備考欄には、それぞれ明細が分かるよう内訳を記入してください。

*運営費は、会議費や備品購入費、印刷費等、団体の運営に必要な経費をいいます。

*負担金は、学区子連会費・区子連会費等、団体が負担する経費をいいます。

*助成の対象となる行事は、「地域子ども会運営基準」を満たす、子どもの集団活動に限られます。

*「B 事業用収入」が「A 行事経費」を超える場合、市助成対象経費は 0円となります。

*市助成対象経費が市助成金交付額を下回る場合は、差額の返還が必要となります。

(第6号様式)

年 月 日

子ども会
育成会会長 様

名古屋市長

子ども会運営助成金交付額確定通知書

年 月 日付で交付決定した 年度子ども会運営助成金については、
年 月 日付子ども会事業および決算報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定
しましたので通知します。
なお、精算残金については、期日までに返還してください。

記

1 精算額

- | | |
|------------|---|
| (1) 交付確定額 | 円 |
| (2) 交付済額 | 円 |
| (3) 精算戻入金額 | 円 |

2 戻入期限

別添返納通知書に記載のとおり

(第7号様式)

年 月 日

子ども会
育成会会長 様

名古屋市長

子ども会運営助成金交付（取消し・一部取消し）決定通知書

年 月 日付で交付を決定しました子ども会運営助成金は、下記の理由により交付の決定を（取消し・一部取消し）することと決定しましたので通知します。

記

既交付決定金額	
既交付金額	
(取消し・一部取消し) 交付金額	
返還金額	(内加算金 加算金の算式)
(取消し・一部取消し) の理由等	